

第 12 章 準備書についての環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要とそれに対する事業者及び都市計画決定権者の見解

福岡市環境影響評価条例(平成 10 年条例第 18 号)第 8 条の規定により、準備書について、環境の保全の見地からの意見を求めた。

同条例第 8 条の規定により、令和元年 9 月 9 日から公表を行った。

環境の保全の見地からの意見は 5 通提出され、意見の概要及びその理由と当該意見についての事業者及び都市計画決定権者の見解を表 12-1(1)～(2)に示す。

表 12-1(1) 環境の保全の見地からの意見の概要及びその理由と当該意見についての事業者及び都市計画決定権者の見解

| 項目 | 意見の概要及びその理由 | 事業者及び都市計画決定権者の見解 |
|--------|--|--|
| 事後調査計画 | <p>事後調査計画はもっと綿密に計画してほしい。</p> <p>また振動、騒音等近隣への影響が大きい項目は観測地点を多くして、周辺住民にも分かり易く周知してほしい。</p> | <p>事後調査計画につきましては、工事着手時に詳細を定めてまいります。</p> <p>調査地点は、造成工事については影響が最も大きい事業実施区域の敷地境界とするなど、具体的な位置及び時期については、工事の進捗や建設機械の稼働状況等を踏まえて決定します。</p> <p>なお、事後調査の結果につきましては、福岡市環境影響評価条例に基づき、事後調査報告書として取りまとめ、市長に提出するとともに、すみやかに公表します。</p> |
| 騒音 | <p>騒音の予測について、航空機騒音による評価も明記して欲しい。</p> | <p>本事業の実施による騒音に係る環境影響要因は、工事の実施における「造成工事の実施」、「資材等運搬車両の走行」、存在・供用時における「施設関連車両の走行」であり、予測結果をそれぞれの規制基準、環境基準等と照らし評価を行っています。</p> <p>なお評価については、整合を図るべき基準や目標との整合が図られているものと考えており、環境アセスメント上問題ないと考えております。</p> <p>また、航空機の運航については、本事業の実施に係る環境影響要因ではありませんので、予測評価の対象外となりますが、事業者としても当該地区における航空機騒音の影響は認識しており、準備書では、参考として現地調査結果(航空機騒音を含めた一般環境騒音の調査結果(L_{A5})の昼間の最大値)をバックグラウンドと想定した場合の、建設機械の稼働に伴う騒音レベルと合成した予測結果を示しています。</p> <p>自動車騒音の影響についてもご意見をいただいたことから、資材等運搬車両の走行、施設関連車両の走行においても参考として現地調査結果(航空機騒音を含む現況等価騒音の調査結果(L_{Aeq}))をバックグラウンドと想定した場合の、資材等運搬車両等の走行に伴う騒音レベルと合成した予測結果を評価書で示します。</p> <p>自動車騒音の影響についてもご意見をいただいたことから、資材等運搬車両の走行、施設関連車両の走行においても参考として現地調査結果(航空機騒音を含む現況等価騒音の調査結果(L_{Aeq}))をバックグラウンドと想定した場合の、資材等運搬車両等の走行に伴う騒音レベルと合成した予測結果を評価書で示します。</p> <p>なお騒音については、現状の法体系上、建設作業騒音や航空機騒音など個別に基準等が定められており、合成した騒音は評価することができないことから、参考として示しました予測結果を評価することはありません。</p> |
| 騒音 | <p>自動車及び航空機による騒音レベルが元々高いとされる地点で、更に建設機械の稼働に伴う騒音が加重されても環境アセスメント上問題ないか。</p> | <p>自動車騒音の影響についてもご意見をいただいたことから、資材等運搬車両の走行、施設関連車両の走行においても参考として現地調査結果(航空機騒音を含む現況等価騒音の調査結果(L_{Aeq}))をバックグラウンドと想定した場合の、資材等運搬車両等の走行に伴う騒音レベルと合成した予測結果を評価書で示します。</p> <p>自動車騒音の影響についてもご意見をいただいたことから、資材等運搬車両の走行、施設関連車両の走行においても参考として現地調査結果(航空機騒音を含む現況等価騒音の調査結果(L_{Aeq}))をバックグラウンドと想定した場合の、資材等運搬車両等の走行に伴う騒音レベルと合成した予測結果を評価書で示します。</p> <p>なお騒音については、現状の法体系上、建設作業騒音や航空機騒音など個別に基準等が定められており、合成した騒音は評価することができないことから、参考として示しました予測結果を評価することはありません。</p> |

表 12-1 (2) 環境の保全の見地からの意見の概要及びその理由と当該意見についての

事業者及び都市計画決定権者の見解

| 項目 | 意見の概要及びその理由 | 事業者及び都市計画決定権者の見解 |
|-----------|---|--|
| 大気質・騒音・振動 | 大気質・騒音・振動の定点観測を24時間観測で行い、ホームページ等にオンタイムで公開してほしい。 | 造成工事の実施による大気質(粉じん等)・騒音・振動の事後調査につきましては、予測結果の検証を目的として実施します。 調査地点は、造成工事については、影響が最も大きい事業実施区域敷地境界とするなど、具体的な位置及び時期につきましては、工事の進捗、建設機械の稼働状況等を踏まえ決定します。 事後調査の結果につきましては、福岡市環境影響評価条例に基づき、事後調査報告書として取りまとめ市長に提出するとともに、すみやかに公表します。 |
| 大気質・騒音・振動 | 事業完了後、新旧住民の健康保持に役立てるため、定点観測地点のうちいくつかを継続的な環境測定地点として残してほしい。 | 環境影響評価における事後調査は、条例に基づき事業の実施に係る環境の状況等について調査を実施することとなり、工事中及び工事完了後の一定期間、調査を実施することとしています。 なお、地域一帯の騒音、大気質の状況につきましては、行政機関が設置している測定局で常時監視等を行っています。 |
| 大気質・騒音・振動 | 予測結果数値を超えた場合、改善に係る事業者と工事受注者との一連の取り組み状況(チェック→指導→改善→結果確認)を書面で記録に残してほしい。 | 事後調査は、事後調査計画及び事業の進捗状況を踏まえ、環境の状況、環境への負荷の状況、環境保全措置の実施状況を調査します。 事後調査の結果は、環境影響評価の予測及び評価の結果と比較検討し、環境への影響が大きい場合には、必要な環境保全措置を講じるものとします。 新たな環境保全措置を実施する場合は、事後調査計画を見直し、改めて事後調査を実施します。 同時に、環境保全措置の実施状況も含めて事後調査報告書として取りまとめ、市長に提出するとともに、すみやかに公表します。 |
| 動物 | 「セアカゴケグモ」が東区内で生息確認されているので、アセス対象範囲を再調査するべきである。 | 環境アセスメントでは、主に生物多様性の確保を目的としており、レッドデータブックなどに記載されている重要な種や生態系における注目種などを保全する観点から、調査範囲内の生物相について調査を実施しています。 セアカゴケグモについては、箱崎埠頭などで生息情報があり、留意して調査にあたりましたが、今回の調査では調査範囲内で確認できませんでした。 |
| 植物 | コギシギシは事業実施区域内にピオトープを作り、工事後に移植してほしい。 | コギシギシについては、専門家へのヒアリングを実施して移植先を検討した結果、河川敷や耕作地など適度な湿度があり、除草や耕作などによる攪乱が多少ある場所が本来の生育地であることから、その生育環境に近い臨海ピオトープ(適度に管理されている)に移植したものです。 |
| 植物 | アオイゴケに代表される既存植生をできるかぎり保全樹林及び公園で保全してほしい。 | アオイゴケについては、主に既存樹木の根元に生育しているため、原位置での保全もしくは公園等事業実施区域内へ移植する樹木と共に移植するように努めます。 保全樹林においては、現況生育しているマツやエノキ・ムクノキ群落など、当該地区の在来環境の保全を検討することとしており、アオイゴケは現況生育していないため生育適地でないと考えられ移植は計画していません。 |